

●香川県告示第364号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項により公示する。

平成22年9月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第3号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町長崎旧屋島養魚地先

イ 点の位置

基点A 長崎鼻北端

〃 B 長崎鼻南の高頂

〃 C 旧屋島養魚南防波堤基部から海岸沿い南東へ50メートルのところ

〃 D 相引川尻中央点（牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点）

〃 E 庵治町丸山大西鼻南西端

〃 F 庵治町丸山高頂（66メートル）

〃 G 庵治町皇神鼻

〃 H 庵治町白石

〃 I 庵治町大島アバギの鼻西端

〃 J 男木島南の高頂（185メートル）

〃 K 女木島北端

〃 L 庵治町兜島西端

点 イ DからI見通し線とAからH見通し線との交差点

〃 ロ DからI見通し線とBからG見通し線との交差点

〃 ハ HからA見通し線上イからAへ50メートルのところ

〃 ニ GからB見通し線上口からBへ50メートルのところ

〃 ホ DからI見通し線と平行にニから北へ250メートルのところ

〃 ヘ AからH見通し線とEからJ見通し線との交差点

〃 ト BからG見通し線とFからK見通し線との交差点

〃 チ CからL見通し線とEからJ見通し線との交差点

〃 リ ヘからト見通し線とホからチ見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 ハホ、ホリ、リヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

2 免許予定日 平成22年11月1日

3 免許の存続期間 平成22年11月1日から平成25年9月30日まで

4 免許申請期間 平成22年9月27日から同月28日17時まで